

① 併設事業所の場合（第115条）

併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

② 空床利用型事業所の場合

空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、指定短期入所の利用者の数を、指定障害者支援施設等の利用者の数とみなした上で、当該指定障害者支援施設等として必要とされる数以上とする。

なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。

③ 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項

日中、自立訓練(機能訓練)のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。

④ 単独型事業所の場合

利用者の数に応じて、適切な指定短期入所の提供を行うために必要な数の生活支援員を配置するものとする。

なお、生活支援員は、常勤かつ専ら当該単独型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

また、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に

応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。

(2) 管理者（基準第116条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。

3 設備に関する基準

(1) 併設事業所の場合（基準第117条第2項）

指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあっては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。

(2) 空床利用型事業所の場合（同条第3項）

空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。

(3) 単独型事業所の場合

単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は次のとおりとする。

① 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

② 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

③ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

④ 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

4 運営に関する基準

(1) 指定短期入所の開始及び終了（基準第118条）

① 利用期間

指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。

② 保健医療機関等との連携

基準第118条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。

(2) 入退所の記録の記載（基準第119条）

① 受給者証への必要事項の記載

指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、

受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。

② 受給者証の確認

指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。

(3) 利用者負担額等の受領（基準第120条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第120条第3項は、指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 日用品費

エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、エの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

(4) 指定短期入所の取扱方針（基準第121条）

基準第121条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。

(5) サービスの提供（基準第122条）

① サービス提供の基本方針

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようになるとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。

なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施するものとする。

② 入浴の実施

基準第122条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 食事の提供

ア 栄養管理等

同条第4項及び第5項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。

(I) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること

(II) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(III) 適切な衛生管理がなされていること。

イ 外部委託との関係

食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないもの

である。

(6) 運営規程（基準第123条）

指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、基準第123条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- 利用定員（第3号）

空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

(7) 定員の遵守（基準第124条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(17)を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設事業所の場合

併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数

- ② 空床利用型事業所の場合

指定障害者支援施設等の居室のベッド数

(8) 準用（基準第125条）

第9条、第11条から第17条、第19条、第20条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第73条、第74条、第87条、第91条、第92条及び第106条の規定は、指定短期入所の事業について準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)、(18)及び(24)から(29)まで並びに第四の3の(8)、(14)、(16)、(18)、(20)及び(21)並びに第五の3の(6)及び(10)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第八 重度障害者等包括支援

1 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第127条）

① サービス提供責任者

基準第127条第2項及び第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を1人以上置かなければならぬこととしたものである。

ア 相談支援専門員（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）（以下「指定相談支援基準」という。）第3条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。

イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。

なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換算して認定するものとする。

② 管理者との兼務

配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤でなければならないが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支え

ないものであること。

(2) 準用（基準第128条）

基準第6条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の1の(3)を参照されたい。

2 設備に関する基準（基準第129条）

基準第8条第1項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の2の(1)から(4)までを参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 実施主体（基準第130条）

指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。

(2) 事業所の体制（基準第131条）

① 基準第131条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々の心身の状態等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要があり、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供することにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を

確保しなければならないこととしたものである。

③ 同条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適當と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。

なお、これらの医療機関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。

（3）障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第132条）

指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の規定を満たしていること。
- ② 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、サービス利用計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。
- ③ 児童デイサービス、短期入所及び共同生活介護については、基準の規定を満たしていること。

（4）指定重度障害者等包括支援の取扱方針（基準第133条）

基準133条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。

(5) サービス利用計画の作成（基準第134条）

① 基本方針

サービス利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成することが重要であることから、その作成に当たっては、利用者及びその家族についてのアセスメント（利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握することをいう。以下同じ。）に基づき、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービス以外の保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。

② 作成の手順

サービス提供責任者は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス利用計画を作成する観点から、各障害福祉サービスにおける共通の目標を達成するため、具体的に何ができるかなどについて、サービス利用計画原案に位置付けた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等を通じ、専門的な見地からの意見を踏まえることが重要である。なお、サービス提供責任者は、利用者の状態を分析し、必要に応じてサービス担当者会議を開催すること。

③ 利用者の意向の尊重

サービス利用計画に位置付ける障害福祉サービスの選択は、利用者自身が行なうことが基本であり、また、当該サービス利用計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該サービス利用計画の

作成に当たっては、これに位置付ける障害福祉サービスの種類及び内容について、利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス利用計画についても、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付することを義務付けたものである。

④ 解決すべき課題の適切な把握

指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス利用計画の作成後においても、利用者、その家族及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービス利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更を行うものとする。

(6) 運営規程（基準第135条）

指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、基準第135条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第3号）

指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。

② 指定重度障害者等包括支援の内容（第4号）

「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内容を指すものであること。

③ 事業の主たる対象とする利用者（第7号）

指定重度障害者等包括支援の対象者は、I類型からIII類型に分類される

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号当職通知）第二の2の（8）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。

（7）準用（基準第136条）

基準第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第34条から第42条まで及び第66条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（11）まで（（3）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）及び（23）から（29）まで並びに第四の3の（14）を参照されたい。

第九 共同生活介護

1 人員に関する基準（基準第138条）

（1）世話人（基準第138条第1項第1号）

指定共同生活介護事業所における置くべき世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護事業所の利用者の数を6で除して得た数以上とする。

（例）利用者を12人とし、当該指定共同生活介護事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、 $40\text{時間} \times (12 \div 6)$ 人＝延べ80時間以上確保する必要がある。

(2) 生活支援員（基準第138条第1項第2号）

生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護事業所の利用者の障害程度区分ごとに、次のとおり算定して得た数の合計数以上とする。

- ① 障害程度区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
- ② 障害程度区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
- ③ 障害程度区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
- ④ 障害程度区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

（例）利用者を12人（区分6が2人、区分5が4人、区分4が6人）とし、常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

- ・ 区分6：40時間×（2÷2.5）人＝32時間
- ・ 区分5：40時間×（4÷4）人＝40時間
- ・ 区分4：40時間×（6÷6）人＝40時間

延べ合計112時間以上確保する必要がある。

(3) 世話人及び生活支援員の要件等

- ① 世話人及び生活支援員は知的障害者福祉及び精神障害者の福祉の増進に熱意があり、知的障害者及び精神障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。
- ② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活介護事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活介護の提供に必要な員数を確保するものとする。

(4) サービス管理責任者（基準第138条第1項第3号）

指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。

また、基準附則第17条の規定により、平成21年3月31日までの間、指定共同生活介護事業所の入居定員（一体型共同生活介護事業所又は一体型共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の入居定員の合計）が9人以下の場合については、サービス管理責任者を置かないことができるものであること。この場合、サービス管理責任者が行うべき業務については、指定共同生活介護事業所の管理者が行わなければならないものとする。

（5）サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第138条第3項）

指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活介護事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活介護事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。

（6）管理者（基準第139条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の（7）の①を参照されたい。

2 設備に関する基準

（1）立地（基準第140条第1項）

指定共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活介護を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。

この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活介護事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきもので

ある。

なお、この規定は、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものではないこと。

(2) 事業所の単位（基準第140条第2項）

指定共同生活介護事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を指定共同生活介護事業所として指定することとし、当該指定共同生活介護事業所における共同生活住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。

なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活介護事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。

(3) 共同生活住居（基準第140条第3項）

① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。

ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、当該マンション等の建物全体を共同生活住居として捉えるものとする。

② 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。

ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合

2人以上10人以下

イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合

2人以上20人以下

ウ 都道府県における指定共同生活介護の量が、都道府県障害福祉計画に

において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合

21人以上30人以下

(4) ユニット（基準第140条第4項から第6項まで）

「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。

- ① ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- ② ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。また、その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。
- ③ 居室の定員については、1人とすること。

ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活介護事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。

なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。

- ④ 居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。
- ⑤ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている

場合は、この限りではない。

3 運営に関する基準

(1) 入退居（基準第141条）

指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。

(2) 入退居の記録の記載（基準第142条）

指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。

(3) 利用者負担額等の受領（基準第143条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第143条第3項は、指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

エ 日用品費

オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けること

は認めないこととしたものである。

なお、才の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

(4) 利用者負担額に係る管理（基準第144条）

指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定共同生活介護以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、利用者負担額上限額管理通知によるものとする。

(5) サービス管理責任者の責務（基準第146条）

指定共同生活介護は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護計画の作成及び第四の3の（7）の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。

(6) 介護又は家事等（基準第147条）

① 支援の基本方針

指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう指定共同生活介護を提供し又は必要な支援を行うものとする。

また、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者的人格に十分に配慮しなければならない。

② 家事等の実施の方法

基準第147条第2項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づ

く家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。

③ 居宅介護等の利用の制限

同条第3項は、指定共同生活介護は、当該指定共同生活介護事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないとしたものである。ただし、指定共同生活介護事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。

なお、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活介護については、この限りではない。

(7) 社会生活上の便宜の供与（基準第148条）

① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等

指定共同生活介護事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

② 手続等の代行

指定共同生活介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。

③ 家族との連携

指定共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(8) 運営規程（基準第149条）

指定共同生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、基準第149条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。

① 入居定員（第3号）

入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。

② 指定共同生活介護の内容（第4号）

指定共同生活介護の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。

（9）勤務体制の確保等（基準第150条）

① 従業者の勤務体制

利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

また、基準第150条第2項は、指定共同生活介護の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮すべきこととしたものである。

② 生活支援員の業務の外部委託

同条第3項は、指定生活介護事業者は原則として、当該事業者の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならないが、当該共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という）に委託することができることを定めたものである。

この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活介護に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。

同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活介護事業者（以下「委託者」という）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活介護事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（I）及び（III）の確認の結果を記録しなければならない。

ア 委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の範囲

イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

（I）受託者の従業者により、当該委託業務が基準第八章第四節の運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨

（II）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。
なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。

（III）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨

（IV）受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

（V）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 研修への参加

同条第5項は、当該指定共同生活介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保すること。

（10）支援体制の確保（基準第151条）

指定共同生活介護事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サ

ービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。

(11) 定員の遵守（基準第152条）

運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。

(12) 協力医療機関等（基準第153条）

基準第153条第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。

(13) 準用（基準第154条）

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条及び第106条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)、(8)、(14)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第十　自立訓練（機能訓練）

1　人員に関する基準

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第156条第1項第1号）

これらの従業者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置し

なければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。

(2) サービス管理責任者（基準第156条第1項第2号）

指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。

(3) 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合（基準第156条第2項）

指定自立訓練（機能訓練）は、指定自立訓練（機能訓練）事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。

(4) 機能訓練指導員（基準第156条第4項）

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の1の(3)を参照されたい。

(5) 準用（基準第157条）

基準第51条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)を参照されたい。

2 設備に関する基準（基準第158条）

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 利用者負担額等の受領（基準第159条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、

④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第159条第3項は、指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される最も便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの

の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである

なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

（2）訓練（基準第160条）

① 基本方針

指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者的人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもつて訓練又は必要な支援を行うものとする。

また、指定自立訓練（機能訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。

② 職員体制

基準第160条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制

を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。

なお、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

（3）地域生活への移行のための支援（基準第161条）

指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。

（4）準用（基準第162条）

- ① 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第89条まで、第91条、第92条及び第106条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（5）から（8）まで（（6）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（14）、（16）、（18）及び（20）から（22）まで並びに第五の3の（5）から（8）まで及び（10）並びに第六の3の（5）を参照されたい。
- ② 基準第162条の規定により準用される第10条については、第五の3の（1）の②のとおり取り扱うものとする。
- ③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の（11）の③のとおり取り扱うものとする。

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第163条）

基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の（1）を参照されたい。

(2) 準用（基準第164条）

基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第十の3の（1）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。

第十一 自立訓練（生活訓練）

1 人員に関する基準

(1) 生活支援員及び地域移行支援員（基準第166条第1項第1号及び第2号）

① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合

生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。

また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。

② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合

生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。

また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要

である。

(2) サービス管理責任者（基準第166条第1項第3号）

指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。

(3) 看護職員を配置する場合（基準第166条第2項）

指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、基準第166条第1項第1号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第166条第3項）

指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第十の1の(3)を参照されたい。

(5) 準用（基準第167条）

基準第51条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)を参照されたい。

2 設備に関する基準

(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基準第168条第2項）

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(1)を参照されたい。

(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基準第168条第3項）

指定宿泊型自立訓練事業所については、基準第168条第1項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。この場合、当該居室の定員は1人とし、その面積は、収納設備等を除いて7.43m²以上とすること。

ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換する場合においては、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること（基準附則第20条第2項）。

① 居室の定員

- ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2人以下
- イ ア以外の施設 4人以下

② 居室の面積

- ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4m²以上
- イ ア以外の施設 4人以下 利用者1人当たりの床面積が6.6m²以上

（3）訓練・作業室等の面積及び数

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の（2）を参照されたい。

3 運営に関する基準

（1）指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合の特例（基準第169条）

指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所については、就労のための支援も含め、地域生活への移行を全般にわたり支援する観点から、障害者就業・生活支援センターに併設されているものでなければならないこととしたものである。

ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換する場合においては、

指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所とすることができます（基準附則第20条第1項）。

したがって、これらの指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所が指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を行う必要がある。

（2）利用者負担額等の受領（基準第170条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の（11）の①、②、④及び⑤を参照されたい。

② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲

基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲

同条第4項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となつてゐるサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された建物を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合においては、利用者に対し、当該費用についての負担を求めるることはできないものである。

また、エの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

（3）準用（基準第171条）

- ① 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73から第75条、第86条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第144条、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（5）から（8）まで（（6）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（14）、（16）、（18）及び（20）から（22）まで並びに第五の3の（5）から（8）まで及び（10）並びに第六の3の（5）並びに第九の3の（4）並びに第十の3の（2）及び（3）を参照されたい。
- ② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の（1）の②のとおり取り扱うものとする。
- ③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の（11）の③のとおり取り扱うものとする。

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第172条）

基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の（1）を参照されたい。

(2) 準用（基準第173条）

基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第十一の3の（2）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。

第十二 就労移行支援

1 人員に関する基準

(1) 職業指導員及び生活支援員（基準第175条第1項第1号）

職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

(2) 就労支援員（基準第175条第1項第2号）

就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

(3) サービス管理責任者（基準第175条第1項第3号）

指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の（4）及び第五の1の（4）を参照されたい。

(4) 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数（基準第176条）

- ① 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。
また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。
- ② サービス管理責任者については、指定療養介護及び指定生活介護の場合同趣旨であるため、第四の1の（4）及び第五の1の（4）を参照されたい。
- ③ なお、認定指定就労移行支援事業所の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。

(5) 準用（基準第177条）

基準第51条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第四の1の（7）を参照されたい。

2 設備に関する基準

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 実習の実施（基準第180条）

実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの

内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。

(2) 求職活動の支援等の実施（基準第181条）

求職活動については、就労移行支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。

(3) 職場への定着のための支援等の実施（基準第182条）

指定就労移行支援事業者は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。

なお、こうした指定就労移行支援事業者による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、6月間経過後は、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行わなければならない。

(4) 就職状況の報告（基準第183条）

指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場へ定着している者の数を、都道府県に報告しなければならないこと。

(5) 準用（基準第184条）

- ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条

まで、第73から第75条まで、第84条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第144条、第159条及び第160条の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(5)から(8)まで((6)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(14)、(16)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(3)から(8)まで及び(10)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(4)並びに第十の3の(1)及び(2)を参照されたい。

- ② 基準第184条の規定により準用される第10条については、第五の3の(1)の②のとおり取り扱うものとする。
- ③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

第十三 就労継続支援A型

1 人員に関する基準

(1) 職業指導員及び生活支援員（基準第186条第1項第1号）

職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。

(2) サービス管理責任者（基準第186条第1項第2号）

指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の

(4) 及び第五の1の(4)を参照されたい。

(3) 準用（基準第187条）

基準第51条については、指定就労継続支援A型に準用されるものであることから、第四の1の(7)を参照されたい。

2 設備に関する基準

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 実施主体（基準第189条）

① 指定就労継続支援A型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと。

ただし、特定非営利活動法人並びに民法第34条により設立された法人等であって、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、都道府県知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合には、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこと。

② 指定就労継続支援A型事業者は、特例子会社であってはならないこと。

(2) 雇用契約の締結等（基準第190条）

指定就労継続支援A型の利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関連法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮すること。

なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、別に通知するところによる。

(3) 賃金及び工賃（基準第192条）

雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。

なお、最低賃金適用除外許可申請に関しては、別に通知するところによる。

また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

(4) 実習の実施（基準第193条）

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十二の3の（1）を参照されたい。

(5) 求職活動の支援等の実施（基準第194条）

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十二の3の（2）を参照されたい。

なお、在宅で就労する者については、職業指導員が、少なくとも週に1回以上、利用者の居宅を訪問すること等により適切な支援を行うこと。

(6) 職場への定着のための支援等の実施（基準第195条）

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十二の3の（3）を参照されたい。

(7) 利用者及び従業者以外の者の雇用（基準第196条）

就労継続支援A型事業者は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員（基準第186条により必要とされる従業者は含まない。）を、利用定員（雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。）の規模に応じた数を上限として雇用することができるなどを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、就労継続支援A型事業者に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に

限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である（基準附則第21条）。

なお、就労継続支援A型事業において就労の機会の提供として行われる事業は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。

（8）準用（基準第197条）

- ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（3）から（7）まで（（3）の②を除く。）、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（5）から（8）まで、（14）、（16）、（18）及び（20）から（22）まで並びに第五の3の（3）から（8）まで及び（10）並びに第六の3の（5）並びに第十の3の（1）及び（2）を参照されたい。
- ② 基準第197条の規定により準用される第10条については、第五の3の（1）の②のとおり取り扱うものとする。
- ③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の（11）の③のとおり取り扱うものとする。

第十四 就労継続支援B型

1 人員に関する基準

基準第51条及び第186条については、指定就労継続支援B型に準用されるものであることから、第四の1の（7）並びに第十三の1の（1）及び（2）を参照されたい。

2 設備に関する基準

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 工賃の支払等（基準第201条）

都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、指定就労継続支援B型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。

なお、具体的な届出方法については別に通知するところによる。

(2) 準用（基準第202条）

① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(5)から(8)まで、(14)、(16)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(5)から(8)まで及び(10)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(4)並びに第十の3の(1)及び(2)並びに第十三の3の(4)から(6)までを参考されたい。

② 基準第202条の規定により準用される第10条については、第五の3の(1)の②のとおり取り扱うものとする。

③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 実施主体等（基準第203条）

基準該当就労継続支援B型の実施主体は、社会福祉法又は生活保護法に基づく授産施設を経営する社会福祉法人であること。

(2) 運営規程（基準第204条）

基準該当就労継続支援B型の利用定員については、運営規程において定める必要がないこと。

(3) 準用（基準第206条）

① 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第73条から第75条まで、第84条、第87条、第88条、第91条、第92条、第106条、第159条（第1項を除く。）、第160条、第193条から第195条まで及び第198条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)（②を除く。）、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)（①を除く。）、(17)及び(2)4)から(28)まで並びに第四の1の(7)、3の(5)から(8)まで、(16)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(3)、(6)、(7)及び(10)並びに第六の3の(5)並びに第十の3の(1)（第三の3の(11)の①を除く。）及び(2)並びに第十三の3の(4)から(6)までを参照されたい。

② 同条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。

第十五 共同生活援助

1 人員に関する基準

(1) 世話人（基準第208条第1項第1号）

指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法

で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除して得た数以上とする。

なお、世話人は知的障害者福祉及び精神障害者の福祉の増進に熱意があり、知的障害者及び精神障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。

(2) サービス管理責任者（基準第208条第1項第2号）

指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の1の(4)及び(5)を参照されたい。

(3) 準用（基準第209条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。

2 設備に関する基準（基準第210条）

基準第140条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第九の2を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 家事等（第211条）

指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の3の(6)の②及び③を参照されたい。

(2) 勤務体制の確保等（基準第212条）

指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の3の(9)の①及び③を参照されたい。

(3) 準用（基準第213条）

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条、第60条、第66条、第70条、

第73条から第75条まで、第88条、第92条、第106条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)、(8)、(14)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

第十六 多機能型に関する特例

1 利用定員に関する特例（基準214条）

(1) 多機能型事業所の利用定員

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の利用定員は次のとおりとし、多機能型事業所の利用定員の合計数は20人以上とすること。

- ① 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、
指定就労移行支援

6人以上

- ② 指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型

10人以上

(2) 多機能型指定児童デイサービス事業所の利用定員

多機能型事業所の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることができますのこと。

(3) 離島その他の地域における多機能型事業所の利用定員

厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成18年厚生労働省告示第540号）に規定する地域における多機能型事業所であって、都道府県知事

が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認める場合については、(1)にかかわらず、利用定員の合計は10人以上とすることができるものであること。

2 従業員の員数等に関する特例

(1) 常勤の従業者の員数の特例（基準第215条第1項）

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。

(2) サービス管理責任者の員数の特例（基準第215条第2項）

多機能型事業所（多機能型指定児童サービス事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、

- ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上
 - ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上
- とすること。

(3) その他の留意事項

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。

3 設備の特例（基準第216条）

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定

障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。

第十七 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

1 従業者の員数に関する特例（基準第217条）

指定共同生活介護と指定共同生活援助を一体的に行う事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。）にあっては、世話人及びサービス管理責任者の配置について、当該事業所を一つの事業所とみなして、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数に基づき、次のとおり、これらの従業者を配置しなければならないものとする。

（1）世話人

一体型指定共同生活介護事業所等に置くべき世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数を6で除した数以上とすること。

（2）サービス管理責任者

一体型指定共同生活介護事業所等に置くべきサービス管理責任者の員数については、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数に応じて、

- ① 利用者の合計数が30人以下の場合は、1人以上
- ② 利用者の合計数が31以上の場合は、1人に、利用者の合計数が30人を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

2 設備及び定員の遵守に関する特例（基準第218条）

一体型指定共同生活介護事業所等にあっては、指定共同生活介護及び指定共同生活援助で求められる設備基準及び定員遵守の規定について、これらの事業所

の利用者の合計数及びその入居定員の合計数を、一の事業所の利用者の数及び入居定員とみなして適用されるものであること。

第十八 附則

1 地域移行型ホームの特例（基準附則第7条）

指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第140条の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されることとしている（第九の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。

（1）指定共同生活介護又は指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。

（2）入所施設の定員数又は病院の精神病床数を減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。

① 入所施設又は病院の一部又は全部を地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員1以上の削減に対し、地域移行型ホームの定員を1とする（つまり、入所施設又は病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行型ホームの定員を設定することとなる）。

② 入所施設又は病院の敷地内にある看護師寮や職員寮など、入所施設又は病院以外の建物を地域移行型ホームに転換する場合については、原則として、入所施設又は病院の定員1の削減に対し、地域移行型ホームの定員を2とする。

③ 入所施設又は病院の敷地内にある精神障害者生活訓練施設、精神障害者

福祉ホーム（A型及びB型）、知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。

（3）1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第140条第2項の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。

2 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間（基準附則第8条）

地域移行型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めるることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間の延長が認められるものとする。

3 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針（基準附則第9条）

地域移行型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。

4 地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等（基準附則第10条）

地域移行型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第154条及び第213条において準用する基準第58条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活介護計画又は共

同生活援助計画を作成する必要がある。

また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活介護計画又は共同生活援助計画に位置付けた上で、入所施設又は病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。

5 地域移行型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第11条）

基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。

なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。

また、当該地域移行推進協議会における報告等の記録は、基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第12条）

平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第140条の規定（第九の2の（1）参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

ただし、指定共同生活介護事業者、指定共同生活援助事業者又は一体型指定共同生活介護事業者等においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病

院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。

7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例（基準附則第13条）

基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして都道府県知事が判断した場合において、平成21年3月31日までの間、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。

- (1) 平成18年9月30において、旧指定共同生活援助と併せて、旧指定居宅介護（身体介護、家事援助又は日常生活支援に限る。）の支給決定を受けていた利用者が、平成18年10月1日以後も引き続き指定共同生活介護の支給決定を受ける場合であること。

この場合、指定申請の際には、当該利用者の受給者証の写し等により、平成18年9月30における旧指定居宅介護の支給決定の有無について都道府県知事が確認する必要があることに留意すること。

- (2) 共同生活介護事業所が生活支援員を確保することが困難であること。

8 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例（基準附則第14条）

- (1) 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、世話人以外の介護等のサービスを提供する生活支援員を配置しないことができることとしたことから、必要な介護等のサービスについて、利用者の負担により、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所以外の従業者からサービスを受けることができることとしたものである。この場合、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者は、市町村から居宅介護等の支給決定を受け、居宅介護事業所等との契約により、サービスを受けることができるものとする。

(2) 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、サービス管理責任者を配置しないことができることとしたことから、基準第154条において準用する第58条の規定に基づく共同生活介護計画の作成義務を課さないこととともに、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第154条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例（基準附則第15条）

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成21年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないとできることとし、第213条において準用する第58条の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。

また、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

10 準用（基準附則第16条）

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を一体的に行う場合については、第十六の規定が準用されるものであることから、第十六を参照されたい。

11 指定共同生活介護事業所等に置くべき従業者に関する特例（基準附則第17条）

(1) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計数が9人以下の場合は、平成21年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないとできることとしたものである。

なお、この経過措置は、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所及び平成18年10月1日以降新規に開設した指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所のいずれにも適用されるものである。

(2) この場合、当該指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所の管理者は、第154条及び第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第58条に掲げる共同生活介護計画又は共同生活援助計画の作成並びにその他業務を行うこととしたものである。

12 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）

平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの除く。）については、基準第140条第5項及び第6項については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。

13 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）

指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成21年3月31日までの間、当該利用者については、基準第147条第3項の規定を適用しないものとする。

この場合、基準第138条第1項第2項に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者を除き、適用するものとする。

14 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例（基準附則第19条）

平成18年9月30日において現に存する精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの除く。）が指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 基準第140条第5項に掲げるユニットの定員については、「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とする。
- (2) 基準第140条第6項に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しないこととする。